

京都大学	博士（法学）	氏名	楠茂樹
論文題目	ハイエク主義の「企業の社会的責任」論		
（論文内容の要旨） 本論文は、F. ハイエクのルール論を中心とした社会哲学を基礎に「企業の社会的責任（CSR）」論を展開することで、既存のCSR論に対する新たな批判的視座を提供せんとするものである。 CSRをめぐる議論は、1930年代の米国での論争を嚆矢に、戦後世界各国で繰り返し流行してきた。一方で、企業の責任は自由市場での競争圧力の下で成果を上げることとする競争の視点や、株主利益の最大化が経営者の義務であるとする信認義務の視点からCSRに批判的な見解もある。他方、それらの視点のみでは妥当でない結論となる事例を挙げ、それらを越えるCSRの存在意義を説く議論も有力である。本論文は市場におけるアクターである企業に遵守することが要請されるルールというハイエクの社会哲学から前者の視点を洗練し、新しいCSR論を展開する。 本論文は、四章立てで構成されている。 第一章「問題意識」ではなぜハイエク社会哲学からのCSR論が重要なのかの説明される。上述の視点からのCSR批判の代表格はM. フリードマンであるが、賛否両方の論者がともに彼が「倫理慣習によって成り立っているルール」の内にあることを要請していたことを無視している。フリードマンの立場のCSR論者への不評はこの要請を無視したこととあり、この要請の検討こそが重要である。ハイエクの社会哲学はまさに「倫理慣習によって成り立っているルール」について考察したものであり、この観点からフリードマンのCSR批判を補完し、発展させる作業が、CSRの賛否をめぐる膠着した議論状況に重要な意味を持つ。また、この作業はハイエクが明示的に語らなかった論点について彼の社会哲学（これを著者はハイエク主義と呼ぶ）の全体から整合的な解答を示すという点でハイエク研究としても重要な意義を持つことが主張されている。 第二章「暗黙知としてのルール：ハイエク社会哲学におけるルールの知識論」では、CSR論を論じる前提として、ハイエクの社会哲学を概観し、整理している。まず、ハイエク社会哲学の展開の経緯を2つの思想的転換点を基軸に確認する。その上で、その経済思想（知識論、競争論、市場秩序（自生的秩序）論）と法思想（自由論、法の支配論、ルール進化論）との関連性がルールを中心に整理される。ルールは市場秩序としての自生的秩序と不可分であり、自生的秩序を形成する要素あるいはその結果それ自体として理解され得るものであることが確認される。次に、遵守されるルールの性格、すなわち『感覚秩序』以降の、「ひとびとは論述内容の知識はないが、遂行方法の知識はある、とはどういう意味か」という知識論的問いへの回答が、S. フリートウッドの研究に依拠してまとめられている。そこでは、「暗黙知」としてのルールの特徴			

が示され、暗黙知としてのルールを認知し、自らのふるまいのルールとして人々に備わり、共有化されていく心の作用の過程が概観されている。

さらに、ハイエクのルール論がマクロ経済社会とミクロ経済社会、認知レベルのそれぞれに対応して存在しており、それらが全階層相互にリンクする連続的なものとして理解されていることを指摘する。他方、ハイエクの法の支配論においてはマクロのルールのみが意識される傾向にあること及びハイエクが「開かれた社会（市場秩序としての自生的秩序）」と「閉じた社会（その極端なものとして部族社会）」の対照を印象的に描いていることが、この連続性を見えにくくさせていると指摘する。その上で、実際の社会は、閉じた社会と開かれた社会の両方の性格が混在するものであり、社会の開閉に応じた異なる人間像が前提とされながら、両者にかかわるルールが密接にそれも暗黙知として入り組んでいる状況にあることが主張される。

第三章「「開かれた社会」における企業の責任」では、第二章の記述を踏まえてハイエク主義のCSR論を構想する。まず、取引社会がハイエクのいう開かれた社会の性格をもつものであったとしても何らかの形で閉じた社会と共存するものであり、企業に属する人々は企業内においても一般の生活においても閉じた社会におけるルールに従っているが故に、ルール形成をめぐる利己と利他が複雑に交錯するものとなっている状況にあることが説明される。それを踏まえて、ハイエクのルール論からフリードマンのルール遵守の意味を解釈し、ハイエク主義からのCSRを次のように説明する。開かれた社会で共有化され、遵守されるものと期待されているルール（マクロルール）を遵守し、市場における発見の過程を通じて自社の目標追求を行うことが、開かれた社会における企業の責任であり、CSRなのだと主張されている。逆に企業の直面する取引社会が閉じた社会の性格を帯びる場合、その観点から形成され共有化されたルールも同様に遵守することが求められることになる」と指摘する。

第四章「企業の社会的責任の批判的検討」では、ハイエク主義の観点から既存のCSR論を批判的に検討するとともに、ハイエク主義を内省する。

前者について、自由市場の参加者である企業とさまざまな組織体とが区別されずに論じられることで問われるべき社会的責任の射程が曖昧になることを指摘した後、「企業は誰のものか」という企業の人的属性に関する問題設定自体を批判する。ついで社会的企業概念に対しては、開かれた社会の性格を無視して閉じた社会のルールを取り込むことになるという問題や信認義務の希薄化のような問題を生み出すことを指摘する。これらはいずれも開かれた社会への脅威となり、自由市場の自生性の機能不全を招く危険が内包したものだ」と結論づける。

後者については、主としてハイエクが擁護しようとする開かれた社会において自生的秩序形成の前提となるマクロルールの形成が、その社会の開放のスピードに追い付かない危険があり、その場合に現に存在するマクロルールを越えた企業の責任が問われる必要があることを指摘する。この点は結語において、現在のCSR論はハイエク主義の限界をいわば開かれすぎた社会における無秩序

化の問題に見出すのかもしれないという形で確認するが、これはあくまで自由市場メカニズムとカタラクシーへのルールのかかわりかたを踏まえて論じるべきであるとする。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、F. ハイエクのルール論を中心とした社会哲学（ハイエク主義）を基礎とした「企業の社会的責任（CSR）」論の展望を行い、既存のCSR論に対する新たな批判的視点を提供することを目的としたものである。

これまで米国や日本では何度となくCSRの是非とそのあり方が問われてきたが、十分なコンセンサスはない。自由市場での競争圧力によって企業の責任は既に尽くされているといった競争の視点や、株主利益に反する経営者の行動は許されないという信認義務の視点からCSRは批判に晒されているものの、企業に法令遵守を超える社会的責任を認めようとする根強い議論がある。本論文は、その基礎、背景には何があるのかを法学的関心から探究するものである。

第1章では、なぜハイエク主義の社会的責任論が重要なのか説明される。ここでは、CSR論批判としてフリードマンの著名な論文が引き合いに出される。利益の最大化こそが企業の社会的責任だとするこの論文は自由市場の信奉者からは賛同されるものの、逸脱行動としか思えない行動を容認するものとしてCSR論者から批判に晒されてきた。しかし、フリードマンは法令と「倫理慣習によって成り立っているルール」の枠内でのものであることを要請していた。これは賛否両方の論者が無視してきたものである。この「ルール」が何かが決定的に重要である。フリードマンの意見と同調しつつ「ルール」を徹底的に検討したのがハイエクであるが、ハイエク自身はCSRの文脈でルールを主題として論じたことはなかった。本論文は、この問題をハイエクの立場（ハイエク主義）から首尾一貫して検討することで、拡張されすぎたCSR論を批判する理論的基盤が与えられるはずであるとする。

第2章では、この前提作業として、ハイエク思想においてルールのもつ意義が検討される。ハイエクにおいてルールが市場秩序としての自生的秩序と不可分であること、ルールが自生的秩序を形成する要素あるいはその結果それ自体として理解されるものであるとする。さらに『感覚秩序論』以降の主題に照らして、遵守されるルールを暗黙知として認知し、自らのふるまいとしてそれが人々に備わり、共有化されている心の過程としてルールのあり方が説明される。さらに、ハイエクにおいてルールがマクロ経済社会、ミクロ経済社会、認知レベルの3つのレベルにそれぞれ対応するものとして存在することを指摘する。その上で、法の支配論ではマクロ社会のルールのみを意識する傾向にあり、ハイエクが「開かれた社会（市場秩序としての自生的秩序）」と「閉じた社会」とをコントラストとして描いたため、この連続性が見えなくなり、実際の社会では両者が混在し、そのため両者にかかわるルールがともに暗黙知として入り込んでいる状況にあることが示される。実定法学者がハイエクを引き合いに出す場合、往々にして自身の結論を正当化する

一部分のつまみ食いに陥るものであるが、第2章はハイエクの全体像からルール
の意義を描き出したものであり、ハイエク研究としても独自の価値を持つ
ものと評価することができる。

第3章では、第2章での検討を背景にハイエク主義のCSRが展開される。ま
ず、取引社会が開かれた社会の側面をもつとしても、企業に属する人々が企
業内の「閉じた社会」にも属することから、ルール形成が複雑な様相を帯び
ることが描き出されている。その上で、ハイエクのルール論の立場から、開
かれた社会におけるCSRは、そこで共有され、遵守されるものと期待されるマ
クロ社会のルールを遵守して競争を通じて自社の目的を追求することが企業
の社会的責任であると結論づける。他方、取引社会が閉じた社会の性格を帯
びる場合は、その観点から形成され共有化されるルールも遵守されることを
要請されるとする。

第4章では、これまでの分析から従来のCSR論の問題点が検討される。様々
なCSR論がいずれも、開かれた社会への脅威となり、自由市場の自生性の機能
不全をもたらすとして批判されている。その上で、ハイエクの擁護しようと
する開かれた社会において、自生的秩序の前提となるマクロルールの形成
が、その社会の開放の速度に追いつかない危険性を指摘する。この場合、企
業は既存のマクロルールの遵守だけでは開かれた社会でさえその責任を全う
できないことになるとする。

このように、本論文はハイエク主義の立場から企業の社会的責任論を展開
し、既存のCSR論を批判するものである。CSR論の批判については異論が出
されるかもしれないが、ばらばらな個人が自らの目的追究を適切に調整させる
秩序に適合的な企業の社会的責任論は独自の魅力を持つことは確かである。
また、ハイエク思想研究としても高度な達成であると評価できることも確か
である。

もっとも、本論文の立場にも難点がないわけではない。遵守すべきマクロ
ルールとミクロルールの実際の内容や識別基準に曖昧な点があることや遵守
すべきものか否かが規範的にではなく事実によって画される点などである。
後者はルールの当否が進化論的に決せられるというハイエク思想そのものの
難点であり仕方のない点であるが、前者は具体的な指針を得る上では問題で
あろう。もっとも、理論的な展開を図る本論文ではこれは避けがたいことで
あり、本論文の価値を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいも
のと認められる。

なお、平成23年11月18日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を
行った結果、合格と認めた。